



通行できない経路は 不許可となります!

これまで算定あるいは協議の結果、通行できない経路の場合、迂回路等の修正連絡をしていましたが、**審査方法の統一**により、**平成29年4月1日受付分から不許可の扱い**となります。

申請前には、**必ず申請支援システム** (<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>)
の**簡易算定機能で通行の可否を確認して申請**をお願いします。

注1) 全ての経路が通行できない場合は、申請そのものが不許可となりますが、複数経路のうち、一部に通行できない経路がある場合は、通行できる経路のみの許可となります。

注2) 通行できない経路は、条件書及び不許可経路調書でご確認してください。

注3) 簡易算定機能の利用により、不許可の扱いを回避する事が可能です。

不許可

不許可経路調書

株式会社〇〇〇〇 殿

特殊車両の通行許可申請の不許可について(通知)

平成〇〇年〇月〇日付けで申請のありました標記について、下記により、不許可とする。

記

・不許可とした理由

株式会社〇〇〇〇 殿

不許可経路調書

平成〇〇年〇月〇日付けで申請のありました標記について、下記の経路について不許可としますから、ご承知ください。

記

・不許可となった経路

・不許可とした理由

※ 不許可となった経路であっても審査のために要した手数料は、徴収します。

※ 不許可となった経路については、必要に応じ迂回路等の訂正を行って、再度申請してください。
その場合でも、手数料はあらためて必要となります。

申請件数の増加による許可証発行の処理期間の短縮を図るため、ご理解とご協力をお願いします。

